［新設］

第三条の二　一般用電気工作物（小出力発電設備（太陽電池発電設備（出力十キロワット以上のものに限る。）及び風力発電設備に限る。）に限る。以下この条において同じ。）の所有者又は占有者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、一般用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

一　感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）

二　電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）

三　電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故

四　一般用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故

2　前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに氏名、事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

（発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第五条　発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（非常停止装置） **第三十四条**　［略］ 2　［略］ 3　電気事業法施行規則第四十八条第二項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。	（非常停止装置） **第三十四条**　［略］ 2　［略］ 3　電気事業法施行規則第四十八条第四項第五号に該当する燃料電池発電設備（同号イに該当するものを除く。）に係る燃料電池設備には、前項の規定は適用しない。

備考　表中の［　］は注記である。

（電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正）

第六条　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］	（用語の定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］